

八幡浜市漁業用具等整備事業補助金交付要綱

〔 令和 6 年 4 月 1 1 日 〕
〔 要 綱 第 3 7 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、漁業者が行う機械及び施設の整備事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市内の水産業の振興及び漁業者の生産性向上並びに所得増大に資することを目的として、予算の範囲内において八幡浜市漁業用具等整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金交付の対象となる者は、市内に住所を有する八幡浜漁業協同組合正組員であって、かつ、市税等の滞納をしていないものとする。

(補助対象経費等)

第 3 条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市漁業用具等整備事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、八幡浜市漁業用具等整備事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）又は八幡浜市漁業用具等整備事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第 6 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ八幡浜市漁業用具等整備事業変更承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額の変更

- (2) 補助事業の内容の変更
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

2 前条の規定は、前項の承認について準用する。

(補助事業の中止及び廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ八幡浜市漁業用具等整備事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第5条の規定は、前項の承認について準用する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定された日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、八幡浜市漁業用具等整備事業実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、八幡浜市漁業用具等整備事業補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条に規定する確定通知書を受けた者は、八幡浜市漁業用具等整備事業補助金請求書（様式第8号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容等に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(財産の管理及び処分)

第12条 補助事業により取得し、又は効果が増加した財産（以下「取得財産等」と

いう。)のうち、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項ただし書に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(関係書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等がある場合は、財産管理台帳(様式第9号)及び関係書類を整備し、耐用年数に相当する期間保管しなければならない。

(指導監督)

第14条 市長は、必要に応じ、補助事業者に対し当該補助事業の内容等について説明を求め、又は帳簿書類等に関し検査を行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助率	補助金額
漁業者の経営（第1次産業に当たる部分に限る。）に係る漁業用機械若しくは設備の導入又は更新に要する経費	1 / 2 以内 ただし、市長が作業性、品質及び生産性の向上に資するスマート技術の導入又は省エネ対策に資する事業と認めるものは2 / 3 以内	50万円を上限とする。 ただし、スマート技術の導入又は省エネ対策に資する事業にあつては、100万円を上限とする。

備考

- 1 補助対象経費は、事業費から消費税及び地方消費税を除いた額とする。
- 2 補助金額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た金額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- 3 1経営体につき、同一年度内に1事業を対象とする。
- 4 スマート技術とは、操業の効率化による生産性向上や資源評価の高度化のために、漁獲量、漁場環境、漁船の操業情報等のデータを収集し、利活用するAI（人工知能）、ICT（情報通信技術）等の先端技術を用いた機材のことを指す。（スマート給餌機、スマートブイ等）
- 5 省エネ対策とは、高収益かつ環境対応型の漁業へ転換を図るために、省エネルギー性能に優れた機材を導入することをいう。（LED集魚灯、漁船用エンジン、プロペラ等）
- 6 国、県等の補助事業により実施可能なものは、この要綱による補助の対象外とする。
- 7 自動車、パソコン等の生産活動の用途以外に容易に供されるような汎用性の高い物品は、補助の対象外とする。